



# 広報みやのやけ

今月の人口  
人口 3,822人  
世帯 1,961世帯  
(11月1日現在)  
編集 三宅村総務課  
☎042-529-1051



10月25日午前9時ごろ伊豆岬沖から見た三宅島

三宅島雄山では8月10、18、29日に規模の大きな噴火が発生し、山ろくへの噴石の落下や弱い火碎流の発生もありました。

9月に入つてからも火山灰を含む黒い噴煙を活発に噴出していましたが、9月中旬以降、火山灰の噴出は減り、現在は白色の噴煙を

火口から数百から2千メートル程度の高さまで噴出しています。火山性の地震の回数は次第に減つており、微動（三宅島の場合大きな噴火があつたときなどに地震計で記録される連続的な震動）は小さくなり、空振（噴火に伴つて発生する空気の振

## 気象庁地震火山部から

## 雄山の火山活動状況

各村税の納期限等が延長されることになりました。  
三宅村告示第100号  
三宅村税条例第8号。以下「条例」という) 第7条第1項の規定により、地方税

法(昭和25年法律第225号)又は条例に定める申告、請求(異議申立て及び審査請求に関するものを除く)又は納付若しくは納入に関する期限(以下「納期限等」とい

## 村税の納期が延長されました

保有税若しくは入湯税又は三宅村国民健康保険税条例(昭和44年三宅村条例第14号)第1条に掲げる国民健

康保険税の納税義務を有す

る者に係る納期限等で、そ

の納期限等が平成12年6月

26日以降に到来するものに

ついては、その納期限等を

別に告示で定める期日まで

延長する。

う)を次のように延長する。

平成12年9月19日  
東京都三宅島三宅村長  
長谷川 鴻

条例第3条に掲げる村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税、特別土地

1、配分基準および方法  
(1)住民基本台帳および外  
國人登録に平

成12年6月26日現在登録さ

れていて、三

宅村に住居していた者。

(2)人口割りとし、公務員立川西事務所とし、支払開

本人は対象外とする。

(3)現金支払場所は東京、

始は11月上旬を日途、

※受取口座、受取場所等

の確認をするため、事前に

届書を提出してもらう。

3、支払方法

(1)口座振替および現金に

による支払い。

(2)口座振替

は隨時に行

う。

『義援金』の配分方

10月10日、三宅村義援金

円。【配分金額算出】1億

円÷3千41人=2万8千77円。

10月10日、三宅村義援金</





## 館山市からお見舞い

館山市長 辻田 実

1962(昭和37)年の噴火の際、避難先として三宅村島民を受け入れてくださった千葉県館山市長より義援金とお見舞いのお言葉をいただきました。

去る6月26日の三宅島雄が三宅島の一日も早い復興お見舞い申し上げます。また、館山市民は何かご協力できることがござります。

また、館山市は昭和37年、噴火したたら三十八年前同様に存続させたいと考えております。島民の皆さまには長引く噴火活動や生活環境の変化により健康を損なうこと考対申う一が化く

までは並々ならぬご苦労をお見舞い申します。また、館山市立れば幸いに存

まれていることと衷心よりお見舞い申し上げます。また、館山市民は何かご協力できることがござります。

また、館山市立れば幸いに存

るところでござります。こ

ともあり、このたびの噴火

に特別な思いを寄せてい

るところです。こ

うした中で館山市では、8

月末より市民ぐるみの募

金の皆さまを受け入れたこ

ともあり、このたびの噴火

に特別な思いを寄せてい

るところです。こ

うした中で館山市では、8

月末より市民ぐるみの募

金の皆さまを受け入れたこ